

旅行業務取扱料金

2024.4.11版

トラベルプランナー

とれている。

(旅行業法第12条の4による取引条件説明書面)

国内旅行

手配旅行に係る取扱料金

* 料金には消費税が含まれています。

内 容		料 金	
手配料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	8人以上の団体手配旅行の場合	1件につき500円以上又は旅行総額の10%以内
		個人(上記以外)	1件につき 500円
	宿泊券のみの場合	8人以上の団体手配旅行の場合	宿泊券額面の10%以内
		個人(上記以外)	1件につき 500円
運送機関(・観光券)のみの場合 ・航空券は発券枚数ごとに手数料がかかります。 * 観光券手配とは、TDR・USJを除く観光・入場・食事等の手配		旅行費用総額の5%以内(下限500円)	
添乗サービス料金(宿泊、交通費などの旅行実費を除く。)		1人1日につき 20,000円	
変更手続料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	8人以上の団体手配旅行の場合	変更に係る部分の変更前の旅行総額の10%
		個人(上記以外)	1件につき 600円
	乗車船券の切替え、再発行		1件につき 600円
宿泊手配の変更(宿泊券の切替えが必要な場合はそれを含む)		1件につき 600円	
取消手続料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した手配旅行の場合	8人以上の団体手配旅行の場合	取消に係る部分の旅行総額の10%
		個人(上記以外)	1件につき 600円
	運送機関の手配の取消し(未使用乗車船券の精算手続がある場合はそれを含む)		1件につき 600円
宿泊機関の手配の取消し(未使用宿泊券の精算手続がある場合はそれを含む)		1件につき 600円	
通信連絡費	お客様の依頼により緊急に現地手配等の為の通信連絡を行った場合	1件につき 200円 (電話料、電報料は別)	

- (注) 1. 包括料金特約による企画手配旅行にあつては、手配料金、企画料金は旅行代金に含まれております。
2. 団体手配旅行とは、複数の旅行者が代表者を定めて同一行程により旅行される場合をいいます。
3. お客様のご希望により、変更又は取消を行う場合は、運送機関、宿泊機関等の定める取消料のほか、上記の変更手続料金、取消手続料金を申し受けます。
4. 同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて1件とします。

相談料金

区 分	内 容	料 金
観光旅行	①お客様の旅行計画作成のための相談	基本料金(30分まで)2,000円 以降30分ごと 2,000円
	②旅行計画作成	旅行日程1日につき 2,000円
	③旅行に必要な費用の見積り (運送機関と宿泊機関等の手配が複合した旅行の場合)	基本料金 500円と旅行日程 1日につき 2,000円
	④運送機関の運賃・料金見積り	1件につき 600円
	⑤旅行地及び運送、宿泊機関に関する情報提供	資料(A版)1枚につき200円
地域内のお客様の依頼による出張相談(村山地域外は交通費別途)		上記①から⑤までの料金に2000円増